

第178回北上地区消防組合
議 会 臨 時 会 議 録

開会 令和5年12月22日

閉会 令和5年12月22日

北上地区消防組合議会議務局

第178回臨時会会議録

目 次

令和5年12月22日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第20号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第21号 令和5年度北上地区消防組合補正予算（第3号）	6

第178回臨時会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第20号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月22日	原案可決
議案第21号	令和5年度北上地区消防組合補正予算(第3号)	12月22日	原案可決

令和5年12月22日（金曜日）

議事日程第4号

令和5年12月22日（金）午前10時30分 開議

北上地区消防組合消防本部会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第20号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第21号 令和5年度北上地区消防組合補正予算（第3号）

出席議員（7名）

1番 藤原 常雄 君

2番 熊谷 浩紀 君

3番 小田島 徳幸 君

4番 鈴木 健二郎 君

5番 高橋 敏樹 君

6番 刈田 敏 君

7番 高橋 晃大 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）

八重樫 浩文 君

副管理者（西和賀町長）

内記 和彦 君

副管理者（北上市副市長）

及川 義明 君

会計管理者（北上市会計管理者）

島津 英子 君

監査委員

高橋 政芳 君

監査委員事務局長

佐藤 祐介 君

事務局長（消防長）

菊池 洋幸 君

事務局次長（消防次長兼警防課長）

昆野 美継 君

事務局次長（消防次長兼予防課長）

小原 和弘 君

総務課長	高橋一哉君
北上消防署長	高橋克哉君
西和賀消防署長	高橋周一君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	鈴木善一君
西和賀町総務課長	吉田博樹君

議会事務局出席者

事務局長	菊池洋幸君
事務局次長	高橋一哉君
書記	梅木敬光君
書記	佐藤忍君
書記	小岩晃君
書記	八重樫元気君

午前10時30分 開会・開議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第178回北上地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第4号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、2番熊谷浩紀議員、3番小田島徳幸議員を指名いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第3、議案第20号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第20号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、岩手県人事委員会の勧告に基づき、県職員の給与の取扱いに準拠し、一般職の給料月額を平均1.10%引き上げし、職員に対する期末・勤勉手当の支給割合を、年間で0.10月分引き上げるほか、再任用職員の期末・勤勉手当を、年間で0.05月分引き上げようとするものであります。

また、行政職給料表に、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を追加するとともに、これに伴う語句の整理をしようとするものであります。

施行日は公布の日からとし、表2の項の改正は令和6年4月1日としようとするものであります。

なお、表1の項の改正規定、適用年月日について、第23条第2項及び第3項の期末手当並びに第24条第2項の勤勉手当の改正は、令和5年12月1日から、別表給料表の改正は、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 北上市の場合の説明も受けてきましたけれども、消防組合の職員に対してということですので、改めてお聞きします。今、

説明がありましたけれども、再任用職員ですね。23条の3に短期間勤務職員とありますが、この短期間というのはどの程度を言っているのかそれがまず第一点。対象の再任用の職員の数。

それから、どういう業務に今就いているのかということです。

それから、期末手当、勤勉手当、北上市の場合も0.05引き上げなんですけれども、この短期間、短時間の職員の対象としてはどうなのか。対象外なのか対象内なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、当組合におきまして再任用として働いていただいている職員は3名おります。そのうち短時間勤務職員は1名となっております。

任務の内容といたしましては、1名の方は現場対応の職員として従事していただいているほか、もう1名は北上消防署において消防署の運営事務をしていただいております。もう1名は短時間勤務ということで、北上消防署及び予防課のほうで、予防事務に就いていただいているというような状況であります。

期末・勤勉手当の対象になっているかということですが、入っているという状況であります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 短時間というのは何時間ですかというのを聞いたのですが。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えします。

週31時間の勤務を1週間の中で割り振りしながら勤務していただいているという状況であります。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 短時間について31時間と答弁がありました。これは国かどこかで基準が決まっている時間なのかどうか、その確認をしたいと思いますし、期末手当も勤勉手当も支給されるということのようですが、北上市の場合、短期間、6か月未満、それから週15時間30分未満の会計年度任用職員ですが、その場合は支給されないということの答弁でしたが、組合職員の場合は支給されるということによろしいですね。これは確認です。

○総務課長（高橋一哉君） 手当の支給のことについてでございますけれども、私先ほど支給されるとお話ししたのは、北上地区消防組合では短時間勤務職員についてでございます。鈴木議員がおっしゃっているのは短期間ということかとお聞きしておりますが、当組合では短期間で任用する職員はおりません。

国の基準に基づくものかという御質問につきましては、手元に資料が準備出来ませんでしたので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 週31時間、ちょっと私、意外だったのですが会計年度任用職員だと、国の基準で15時間30分未満となっているようです。となると、この31時間というのはどこかで決めたものなのかどうか、もう一回確認したいと思います。

それから31時間未満の場合はあるのかどうかですね。その場合は期末手当と勤勉手当は支給対象になるんですか。この週31時間未満の場合もおられるんでしょ。3人のうち1人という話でしたが支給となるのですか。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当組合の短時間任用の職員につきましては、1日7時間45分といたしまして週4日間、合計31時間勤務するということになっておりますので、それ以下での勤務というものはございません。よって支給対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

○議長（高橋晃大君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、議案第20号北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第4、議案第21号令和5年度北上地区消防組合補正予算第3号を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第21号令和5年度北上地区消防組合補正予算第3号について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額に1,096万5,000円を増額し、予算の総額を18億624万2,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。6ページから7ページを御覧ください。

3款1項1目2節給料の585万円の増は、給与改定によるものであります。

3節職員手当等の461万円の増は、給与改定による期末手当、勤勉手当及び岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金であります。

10節需用費の修繕費50万円の増は、当初の予想を上回る消防用車両の修繕が必要となったことによるものであります。

12節委託料の5,000円の増は、可燃性ガス測定器点検委託料の増額によるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。4ページを御覧願います。

7款財産収入の100万9,000円の増は、水槽付消防ポンプ自動車の売払いによるものであります。

次に、1款分担金及び負担金について、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

北上市及び西和賀町の分賦金の補正額は、先ほどまで申し上げてまいりました歳入歳出補正の内容を反映させ、北上市は845万3,000円の増、西和賀町は150万3,000円の増とし、合計で995万6,000円を増額しようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 7ページ歳出ですね。先ほど説明いただきましたし、本会議前に御説明いただきましたが、本会議なのでもうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。委託料の消防管理運営事業、消防車両の修繕ということでありました。当初より修繕の必要性が早まったということですがけれども、もう少し詳しく御説明いただきたいというふうに思います。どういう車両で使用頻度とか使用状態はどうで、なぜ早まったのかということまでお聞きしたい。何年の耐用年数で、どの程度の修繕かということでお聞きします。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの車両の修繕費についての御質問にお答えします。

通常の水槽付消防自動車につきましては、例年腐食対策などの修繕を行いながら、いい状態を保って運用に努めているところであります。

今回は、大規模津波風水害対策車という特殊な車両がございまして、こちらの車両の特殊な装部分の装置の不具合が発生いたしました。その不具合の修繕を2回行ったことによりまして、費用がかかってしまったというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） もうちょっと詳しく聞きたいです。2回の風水害に遭ったと、それは予想外だった。ですから、お聞きしたのは耐用年数的にはどうだったのかということと、その2回の風水害に対応してすぐ修繕が必要になっていくそういう車両なのかどうかですね。ですから、その状況をきちんと詳しく説明いただかないと分からないわけですので、詳しい説明をお願いします。

○総務課長（高橋一哉君） お答えします。

ただいまお話しいたしました、大規模風水害対策車であります。今回風水害に対応したわけではなく、対応するために配備されている車両ということでございます。総務省消防庁から無償貸与されているという車両でございます。こちらの特殊な装部分につきまして、不具合が生じたものでございます。使用状況によって出た不具合ということではなくて、特殊な装置ということで今までに例のない不具合が発生したというような状況となっております。過去に同様の特殊な装をしている車両について、当消防組合にはございませんでしたので、耐用年数というところについては分からないというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 本会議の前には耐用年数の説明がありましたよ。それからですね、総務省から頂いたものと、それはそれでいいのですが特殊なそういうものの不具合が生じたのか、ちゃんとそこまで議会に報告していただきたいんですよ。そうしないと説明にならないだろうと私は思い

ますので、もう一度お願いします。

○総務課長（高橋一哉君） お答えします。

お話しいたしました大規模風水害対策車は、平成26年3月に総務省消防庁から無償貸与された車両でございます。現在までに9年を経過し約1万キロほど走行している車両でございます。今年度修繕にあたった部分につきましては、排ガス浄化装置及びターボチャージャーというエンジン装置と排出ガスの燃焼装置の部分に不具合が生じたことによる修繕がまず一点でありました。もう一点につきましては、先ほども申しましたぎ装部分のテールゲートリフターと言いまして、重い物を上げ下げするリフトのタワーリフトという所から、作動油が漏れる状態が発生いたしました。そちらの修繕がもう一点ということでございました。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、議案第21号令和5年度北上地区消防組合補正予算第3号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

○議長（高橋晃大君） 先ほどの答弁保留について説明を求めます。総務

課長。

○総務課長（高橋一哉君） 先ほどの鈴木議員からの短時間勤務についての御質問にお答えいたします。

当組合、再任用として短時間勤務職員につきましては、国の基準に基づいて採用しているものであります。国の基準といたしましては、週15時間30分から先ほど申しました31時間までの範囲で就労が可能となっているものでありまして、そのうち当組合といたしましては、31時間を適用いたしまして採用しているものであります。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第178回北上地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

高橋晃大

北上地区消防組合
議 会 議 員

熊谷浩紀

北上地区消防組合
議 会 議 員

小田島徳幸